

ふるさと  
農山漁村地域力発掘支援モデル事業

ふるさと ため  
～ みんなで守り伝えよう！農山漁村の資源 ～〈お先に立ち上げプラン〉

【150百万円】

対策のポイント

地域住民や団体が協働して取り組んでいる、農山漁村に存在する有形・無形の様々な地域資源を活用した新たなビジネスの早期立ち上げを支援します。

(新たなビジネスとは)

・ 新たなビジネスとは、例えば、(i)郷土料理を提供する農家レストランの開設、運営、(ii)古民家を活用した農家民宿の開設、運営、(iii)地域農産品の直販所の開設、運営、(iv)地域農産品を原料とした新商品の開発、製造販売、(v)農業や農山漁村の田舎暮らしを体験する観光プログラムの提供など、地域にある地域資源を活用することにより地域に新たに生まれる経済活動をいいます。

政策目標

地域住民等の多様な主体による、地域資源を活用した持続可能で活力ある農山漁村づくりのモデルを構築

<内容>

ふるさと  
農山漁村地域力発掘支援モデル事業は、農山漁村にある有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じた経済活動の活性化や都市と農山漁村の交流等を促進するため、そのようなモデル的な取組に対する支援を平成20年度から実施しているところです。現在全国で382のモデル地区※において、平成24年度までの事業実施期間の終了後には国からの支援なしでも活動の継続が可能となるよう自立に向けた取組を進めています。

他方、現在の深刻な経済状況の下では、これらのモデル地区の取組を一刻も早く実際のビジネスとして立ち上げ、地域経済や雇用への効果を発揮することが求められます。

このため、本対策では、モデル地区の中から、現行の活動計画を前倒しして新規ビジネスを立ち上げ新たに雇用を創出する地区について、前倒しに必要な経費として、平成21年度分について、現行の200万円から500万円へ引き上げて支援します。

※ モデル地区の採択は平成20年度に実施済みです。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

[担当課：農村振興局都市農村交流課(03-3502-5946(直))] ]

## 小水力発電工事等技術強化対策事業

【500百万円】

### 対策のポイント

低炭素社会の構築に向けて、農村地域における自然エネルギーの利用拡大を図る観点から、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画・設計等の取組を集中的に支援します。

(小水力発電とは)

出力数百kW～数千kW程度の水力発電を小水力発電といいます。

(未開発の包蔵水力エネルギーは)

農業水利施設が有する包蔵水力エネルギーは約8.8万kW(666ヶ所)になります。

### 政策目標

小水力発電の導入技術支援による未開発包蔵水力エネルギーの活用の推進並びに低コスト発電設備の実証による小水力発電の普及

#### <拡充内容>

##### 1. 小水力発電工事等技術強化対策事業

###### (1) 導入技術支援事業

小水力発電に係る専門的知見を有する者等から構成する「小水力発電推進協議会」を設置(水系単位の区域を想定)し、小水力発電の導入を検討している市町村や土地改良区等に対して以下の内容を支援します。

- ① 小水力発電導入の可能性の検討に必要な発電計画の概略設計
- ② 電気事業法や河川法等に基づく手続きに必要な資料の作成
- ③ 河川管理者や電気事業者等との協議・調整

###### (2) 低コスト発電設備実証事業

国が定める新技術に適合する低コストの水力発電施設を設置する地区を選定し、当該小水力発電施設の技術性や経済性を検証するとともに、鳥獣害防止対策などへの発生電力の活用策を検討します。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県土地改良事業団体連合会
2. 補助率 定額

[担当課：農村振興局水資源課(03-3502-6246(直))]

## 農業農村整備事業等（公共）

【15,335百万円】

### 対策のポイント

農地の利用集積の加速化の契機となる区画整理や老朽化の進んだ農業水利施設の整備や補修等を実施します。

これにより、農家の管理コストを低減し、食料供給力の維持・強化を図り、農村地域の活性化を図ります。

### <内容>

- 国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業、国営総合農地防災事業、地すべり対策事業、ため池等整備事業

老朽化や機能低下した農業水利施設の更新や畑地かんがい施設の整備等を行い、農業生産の維持・向上及び農業経営の安定化を図る。

5,251百万円  
事業実施主体：国、都道府県

- 国営造成水利施設保全対策指導事業、ストックマネジメント技術高度化事業  
老朽化が進んだ農業水利施設を対象に、①機能診断の実施、②機能保全計画の策定、③高度な診断等に必要な技術を確立。

700百万円  
事業実施主体：国

- 国営農地再編整備事業、経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、一般農道整備事業

農業生産性の向上と担い手への農地の利用集積を促進し、食料の安定供給に資するため、農地の大区画化や汎用化等を推進。

8,090百万円  
事業実施主体：国、都道府県

- 地域用水環境整備事業

農村地域における低炭素社会の構築に向け、農業用水利施設の持つ自然エネルギーを活用した小水力発電の新設・更新を推進。

500百万円  
事業実施主体：市町村、土地改良区等

- 草地畜産基盤整備事業

飼料の増産と畜産経営の安定を図るため、草地等の基盤整備と関連する農業用施設の整備を一体的に実施。

420百万円  
事業実施主体：都道府県等

- 農地海岸整備事業

津波・高潮等による被害を防止するための護岸等の整備を推進し、国民の生命・財産等の安全・安心を確保。

374百万円  
事業実施主体：地方公共団体

## 耕作放棄地再生利用緊急対策

【15,000百万円】

### 対策のポイント

再生農地での就農機会創出に資する対策や特殊作業（重機等を用いて行う再生作業）を支援メニューに追加する拡充を行い、再生利用活動を促進します。

最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

### 政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

#### <内容>

##### 1. 再生利用活動等の促進

経済危機対策においては、本対策を拡充（2及び3を追加）することにより

###### ① 再生利用活動

- ・障害物除去、深耕、整地等の再生作業（荒廃の程度に応じ3万円又は5万円/10a）
- ・土壌改良（2.5万円/10a/年、最大2年間、取組1年目又は2年目から開始）
- ・営農定着（2.5万円/10a、ただし、水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く）

###### ② 施設等補完整備（用排水施設、農道、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等）

###### ③ 農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等を前倒しして実施

##### 2. 再生農地での就農機会創出

農業法人等が就農希望者を雇用して行う耕作放棄地の利用やI J Uターン等新規就農者による耕作放棄地の利用を促進するため、

- ・農業法人等による雇用就農者研修、I J Uターン等就農希望者研修
- ・経営相談・指導、実証ほの設置、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売
- ・農業用機械・農業用施設の整備等を支援

##### 3. 特殊作業経費の支援

耕作放棄地の再生作業において、特殊作業（重機等を用いて行う作業）に要する経費を支援

#### <事業実施主体等>

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1. 事業実施主体 | 耕作放棄地対策協議会                   |
| 2. 補助率    | 定額、1/2等                      |
| 3. 事業実施期間 | 平成21年度（対策実施期間は平成21年度～平成25年度） |

[担当課：農村振興局農地資源課（03-6744-2442（直））]

## 鳥獣害防止総合対策事業

【400百万円】

### 対策のポイント

鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の取組、鳥獣を里に出没させない大規模緩衝帯の整備等を支援します。

#### (野生鳥獣による農林水産業被害の現状)

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍、カワウは5.3倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

### 政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

#### <内容>

##### (1) 鳥獣害防止総合対策事業の事業地区の拡充

鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。(当初予算300地区→400地区)

##### (2) 大規模緩衝帯の整備

大規模な緩衝帯等を整備し、野生鳥獣の農地や集落への出没の低減を図ります。

##### (3) 鳥獣捕獲監視システムの導入

箱ワナ等の遠隔監視システムの導入により、確認作業労力の低減を図ります。

##### (4) 捕獲技術向上施設整備

捕獲技術向上のための施設を整備し、人材の確保と捕獲技術の向上を図ります。

[担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2108(直))]

## 地産地消や大都市への直売等の推進

【9,671百万円】

### 対策のポイント

地産地消や大都市への直売などの取組を緊急的に拡大し、地域に所得や雇用の機会を創出するため、都市部等における直売所の整備やインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援します。

学校給食における地場産物の利用を拡大するため、学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等の助成、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援します。

### (地産地消等の現状)

- ・ 全国の直売所は約1万3千カ所、うち農協や市町村による常設は約3,000カ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所1カ所当たりの地場農産物の年間販売額は約6,000万円
- ・ 学校給食法の改正（平成20年6月）により、学校給食において地場産物の活用に努めることが法的に位置づけ
- ・ 平成19年度の学校給食における地場産物の使用割合は、食材数ベースで23.3%
- ・ 文部科学省は、米飯学校給食の新たな目標として「週3回以上」(週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの目標設定を促す)を通知
- ・ 米飯学校給食の実施回数の1回増加で、米の消費拡大は約33,000トン

### 政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合を  
平成22年度までに30%以上へ

### <内容>

#### 1. 都市部等における地産地消・産直の展開に対する支援

##### (1) 都市部等での直売所の機能強化、インショップ等の展開、地場流通システムの確立

- ① 生産者に即時に売上情報を提供する新たなPOSシステムの導入など、既存の直売所の機能強化を支援します。
- ② 量販店でのインショップの開設や産直による量り売り販売の導入などに必要な機器整備や集荷・配送の実証等に対して支援します。

##### (2) 仮設型直売システム（マルシェ）の普及

大都市地域において、テント等を用いた仮設型直売所をモデル的に展開するため、設立・運営に必要な経費を支援するとともに、仮設型直売所の設立・運営技術を普及するため、調査・普及に必要な経費を支援します。

### (3) 都市部等での直売施設展開の調査、販売・取組促進活動の支援

大都市での直売所のマッチングイベントの開催や直売所等の展開方向に係る調査の実施に対して支援します。

### (4) 学校給食における地場産物の利用拡大

平成22年度までの2年間、地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域に対して、生産者と学校給食関係者等の連携活動や地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入に要する地場産物の原料費、地場産物の利用を増加させるために必要な集荷・配送の経費等を助成します。

### (5) 電気炊飯器を使用した米飯学校給食の推進

家庭用電気炊飯器を学校で使用するにより、地元産米を活用した米飯給食の推進をするモデル的な取組について支援します。

地産地消・産直緊急推進事業（新規） 8,671百万円  
補助率：1/2以内、定額

事業実施対象：上記1の取組のうち

- (1) 農業協同組合、農業者グループ、民間事業者等
- (2) NPO、地域協議会、第3セクター、民間企業等
- (3) 民間事業者等
- (4) 市町村、地域協議会等
- (5) 生産者団体等

## 2 地産地消や産直に必要な施設整備に対する支援

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金（地産地消・産直緊急特別枠） 1,000百万円  
補助率：1/2以内

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

担当課：生産局技術普及課 (03-6744-2110 (直))  
食肉鶏卵課 (03-3502-8473 (直))  
総合食料局総務課 (03-6744-2223 (直))  
消費流通課 (03-3502-7947 (直))

## 地域流通モデル構築支援事業

【222百万円】

### 対策のポイント

商店街の活性化を図るために、食料品小売店が空き店舗等を活用して、新鮮な農林水産物を安定的に販売することができる地域流通モデルを構築します。

#### (商店街と食料品小売店の現状)

- ・近年、我が国では、人口の減少、少子高齢化など社会構造の変化に加え、世界的な未曾有の経済危機の下、食品流通業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。このため、地域の商店街の「シャッター通り」に象徴されるように、地域住民への食料供給や商店街の活性化にとって重要な役割を担っている食料品小売店は減少の一途をたどっています。
- ・一方で、消費者の安全・安心志向や鮮度志向の高まりを背景に、国内産、特に地域の農林水産物に対する購入ニーズが高まっているものの、食料品小売店が地域の農林水産物を安定的に仕入れることは難しい状態にあります。

#### (課題)

- ・食料品小売店が、商店街の空き店舗等を活用して、消費者の望む新鮮な農林水産物を安定的に販売することにより、商店街の集客力を高めるなど、地域の農林水産物を活用した商店街の活性化を推し進めていく必要があります。

### 政策目標

事業に参加した食料品小売店の売上高10%以上の向上を通じた商店街の活性化

#### <内容>

食料品小売店が、事業計画について商店街振興組合等から承認を得ることを条件に、空き店舗等を活用して、新鮮な農林水産物を安定的に販売する取組に必要な地域流通モデルを公募し、その実証を行うために必要な

- ①取引先農家や加工業者発掘のためのコーディネーター経費、
- ②ショーケース等の内部設備レンタル費、倉庫借上料、
- ③空き店舗等の改装費

等を支援するとともに、その効果を把握し、優良モデルについて普及を図ります。

【定 額】

#### <事業実施主体>

民間団体等

[担当課：総合食料局流通課 (03-3502-7659(直))]

## 食農連携促進施設整備事業（新規）

【1, 480百万円】

### 対策のポイント

地域の資源である国産農産物を安定的に活用する、農商工連携のモデル的な取組を支援します。

（農商工連携の推進に向けての課題）

1. 現在、地域の活性化を図る観点から、地域の基幹産業である農業と商業・工業等の連携強化が重要である。
2. しかしながら、食品産業事業者は、原材料価格の高騰や食品の安全・安心に関する品質管理コストの増大等により経営が悪化する中で、天候等農業経営に起因する投資回収リスクの不安もあり、農業者と連携し、国産農産物を活用した事業拡大のための設備投資に二の足を踏む傾向にある。
3. また、輸入原材料価格の高騰、国産志向の高まりの中で、食品産業の国産農産物志向が高まっているが、食品産業の需要に対応した産地サイドの取組は不十分であり、食品産業事業者への安定的な農産物の供給が課題となっている。

### 政策目標

地域の食品産業と農林水産業等の連携により、関連する食品製造企業の製品出荷額が前年度実績を上回ること

### <内容>

#### ○ 施設整備支援

農業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売のための施設や農業用機械施設等の整備を支援します。

#### 【対象施設】

- ① 食品産業に係る対象施設  
食品の加工、販売のための施設、機械
- ② 農業に係る対象施設  
農業用機械施設、集出荷施設、乾燥調製施設、加工施設 等  
（食品産業事業者が農業者に機械・施設を導入する場合も含む）

食農連携促進施設整備事業  
補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03-6744-2063（直））]

## 食農連携促進事業

【362百万円】

### 対策のポイント

農商工連携の取組を推進するため、新商品の販路開拓のための地域ブロック別の商談会の開催や、空港等での販売促進、メルマガの発行等の取組を支援します。

(農商工連携推進に向けての課題)

1. 農商工連携の推進に当たっては、連携による新商品等が売れることが重要である。しかしながら、食品製造業者は、中小零細な企業が多く、販路開拓の機会が限られており、商談会等の機会が重要である。
2. 農商工連携を広く普及させていくには、農商工連携の取組事例等を幅広い関係者に情報発信することが不可欠である。

### 政策目標

地域の食品産業と農林水産業等の連携により、関連する食品製造企業の製品出荷額が前年度実績を上回ること

#### <拡充の内容>

##### 1. 食品産業と農林水産業等の連携を促進する取組に対する支援

農林漁業者、食品製造業者、小売業者、観光業者などの関係者を対象とした、農商工連携により開発された新商品等に関する地域ブロック別の商談会、農商工連携の推進に関するシンポジウムを開催する取組、また、コーディネーターによる相談会の開催等を支援します。

商談会等開催支援費

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

##### 2. 開発された商品等の販売促進に対する支援

農商工連携により開発された新商品等について、①販売促進会の開催（農商工等連携の事例等の情報発信を併せて実施）②開発商品や事例集の紹介資料の作成・配布などを支援します。

開発商品等販売支援費

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

##### 3. 開発された商品等の情報発信に対する支援

農林漁業者、食品製造業者、小売業者、観光業者などの関係者を対象とした、農商工連携で開発された新商品、優良事例や各種支援策の内容、イベントなどに関する情報を定期的に提供する取組を支援します。

食農連携機能高度化対策費

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03-6744-2063（直））]

## 国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

### —国産原材料供給力強化対策—

【1,000百万円】

#### 対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組を支援します。

#### (現状)

- ・ 食の外部化の進展により野菜需要に占める加工・業務用の割合は増加し、現在は55%となっています。
- ・ 食品製造事業者、外食産業事業者(503社)を対象としたアンケート調査によれば、国産割合を増やしたいとする回答が8割程度となっています。

#### 政策目標

国産農産物の加工・業務用仕向け量の増加

#### <内容>

##### 国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を推進するため、これらの取組に必要となる機械の導入、施設の整備等を支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等

( 担当課：生産局生産流通振興課 (03-6744-2113 (直)) )

新需要創造対策の一層の推進  
—新需要創造対策—

【400百万円】

対策のポイント

公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業における機能性農産物に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物なども活用して機能性食品等の事業化を推進します。

(機能性成分を多く含む農作物等)

- ・ 公的研究機関の開発した新品種 (例: 良食味低グルテリン米「ゆめかなえ」、高メチル化カテキン茶「べにふうき」)
- ・ 民間企業の機能性研究 (例: りんごポリフェノール、明日葉カルコン)
- ・ 機能性成分を含む地域特産物 (例: セラミドを多く含むこんにゃく芋、フラクトオリゴ糖を多く含むヤーコン芋)

政策目標

新食品・新素材の市場規模を5年で3倍超に拡大  
約200億円(17年度) → 700億円程度(22年度)

<内容>

1. 新需要創造に取り組むフロンティアの育成(拡充)

- (1) これまでの公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業の機能性農産物等に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物に対象を拡げて課題を選定し、その課題に応じて、画期的な利用方法に関するグランドデザインとして提供します。
- (2) 新たなグランドデザインをベースに、商品化の中心となる民間企業、新食品・新素材の原料を生産・供給する産地のベストマッチングによる新需要創造協議会を作ります。

新需要創造フロンティア育成事業 80百万円  
補助率: 定額  
事業実施主体: 民間団体

2. 成分保証・分別管理システムの確立(拡充)

原料の機能性成分の含量を保証したり、他の食品・素材と分別して消費者に届けるなど、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するため、①技術実証やマニュアルの作成、②原料の調整・加工等に必要な機械・施設の整備などについて支援します。従来の産地に対する支援に加え、産地と連携して事業化を進める民間企業に対する支援を拡充します。

成分保証・分別管理システムの確立 320百万円  
補助率: 1/2以内  
事業実施主体: 新需要創造協議会、構成員である民間企業等

[担当課: 生産局技術普及課 (03-6744-2435 (直))]

シニア能力活用総合対策事業  
－農と医の連携促進モデル事業（新規）－

【200百万円】

対策のポイント

農業と医療・福祉分野との有機的な取組により、高齢農業者等の能力の活用・向上を図ることを通じ、地域の活性化と新たな雇用創出する取組を支援します。

（現状）

- ・ 農村地域は、高齢化の進展、過疎化の進展等で疲弊しています。
- ・ このような中で、近年、病院食等で地域農産物を提供する取組、病院食の残さをリサイクルして地域農業に還元する取組、福祉機関が農園を地域の高齢患者のリハビリ・セラピーに活用する取組等、より自由な発想で、地域高齢農業者等を医療福祉の現場で活用していこうとする動きがみられます。
- ・ 医療福祉分野における患者等は約237万人。農産物の消費者等としての相当の規模がありますが、今まで地産地消等の取組が十分ではありません。

政策目標

農と医の連携体制の構築による高齢農業者等の能力の活用・向上

<内容>

農業者等と医療福祉関係者等が連携して、病院等における地産地消の取組、農園をリハビリ目的に利用する取組等において高齢農業者等を活用することにより、農村地域の活性化と雇用の拡大が図られる場合、これに必要なソフト面からの経費及び必要な機器、機械のリースにかかる経費の支援を行います。

事業選択に当たっては、地域ごとの異なる事情を踏まえ、自由な発想を活かすため、公募提案方式で行います。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

[担当課：経営局協同組織課（03-3502-6800（直））]

農林水産物・食品の輸出の拡大  
— 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規） —

【559百万円】

対策のポイント

日本産農林水産物・食品の輸出促進のために、これまでも海外の国際見本市への日本パビリオンの設置等を進めてきましたが、意欲ある農林漁業者等のニーズによりきめ細やかに対応するために、日本製品の販路の維持・定着や拡大を図る取組や、新たな市場を創出する取組を支援します。

（農林水産物・食品の輸出の現状）

農林水産物・食品の輸出については、近年2桁台の伸びで推移してきましたが昨年来の円高や世界的不況といった状況の下で、平成20年は対前年0.6%減の横ばいになり、本年に入ってから平成21年1～2月には対前年27.0%減となるなど輸出をめぐる環境は厳しさを増しています。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 農林水産物・食品の新たな販路形成の支援

貿易会社等の民間団体が、海外において商談会の場を設定することにより、外国の卸売業者等のバイヤーと輸出に取り組みたい国内の農林漁業者等とのマッチング（商談活動）を進める。

農林漁業者等マッチング支援緊急対策

300百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 農林水産物・食品の新たな市場形成の支援

日本産農林水産物・食品について、海外の富裕層をターゲットとして需要開拓を行うため、事業者等がショッピングモール内にワゴンや販売コーナーを設置し、販売促進活動を行うことを支援する。

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策

259百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

【担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（03-3502-3408（直））】

## マイマイガ（AGM）卵塊付着抑制技術実証事業（新規）

【383百万円】

### 対策のポイント

米国・カナダは、森林病虫害の侵入防止のため、我が国からの船舶に対しAGMの規制を求めています。日本産農産物の輸出促進に取り組んでいるなか、海上輸送に大きな支障を来たすことがないように、規制から除外する条件を協議するため、防除機器を整備し船舶にAGMの卵塊が付着することを抑制する技術を確立する必要があります。

### （背景）

米国及びカナダは、森林に大きな被害を及ぼすアジア型マイマイガ（AGM）が船舶を介して侵入するおそれが大きいとして、対象となる港に寄港した船舶に対して、米加への入港に際して沖合検査を実施するか、我が国で事前にAGM不在証明書の取得することを要求しています。

本年2月、米加は、本年はAGM不在証明書を必要とする港を6港から10港に増加することを通告してきました。一方、北米植物防疫機関（米国・カナダ・メキシコで構成）は、全ての港からの船舶を対象に船舶自体と貨物を規制の対象にするなど、現行から大幅に強化した地域基準案を検討しています。

現在、農林水産省としては、新しい需要の開拓による我が国農産物の生産量の拡大、国内生産力の強化を通じた地域経済の活性化に資するため、日本産農産物の輸出促進に取り組んでいるところです。今回米加から規制の対象として指定された港湾の背後では、積極的に輸出に取り組んでいる地域もあり、これらの輸出港からの海上輸送に支障を来すこととなれば、日本産農産物の輸出促進の取組全体が停滞することになりかねません。

### 政策目標

日本産農産物の輸出促進の取組に資するため、船舶にAGMの卵塊が付着しない技術を確立し、規制から除外するための技術協議を実施

### <内容>

国内の港でAGMを誘引しないナトリウムランプ、侵入を防止する電撃殺虫器等の防除機器を整備しAGMの飛来を回避させ卵塊の付着を阻止する技術の実証を行います。

### <事業実施主体>

植物防疫所

[担当課：消費・安全局 植物防疫課 (03) 3502-5978]

## 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）

【450百万円】

### 対策のポイント

食品関連事業者の事業場で発生する食品循環資源を、高品質な肥飼料の原材料として農業者や再生利用事業者に提供していくために必要な設備の導入を支援します。

#### （食品廃棄の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用なまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ 利活用が進まない背景の一つには、食品廃棄物は変質・腐敗が早く、高品質な肥飼料の原材料とするには、適切な保管や早期の処理が必要など手間を要するという点がある。

### 政策目標

#### 食品循環資源の再生利用等実施率の向上

#### <内容>

業務用生ごみ処理機等の一次処理設備や専用保冷庫など、肥飼料の原材料としての食品循環資源の品質を維持するために食品循環資源が発生する事業場に設置する設備の導入を支援する。

支援に当たっては、

- ① 食品関連事業者が自社の廃棄物等を処理または保管するための設備であって、設置場所は自社の事業場ないしその近隣地に限定すること、
- ② 一次処理または適正保管された食品循環資源の譲渡または販売先が、農畜水産業者あるいは農畜水産業者に肥飼料を譲渡・販売することが確実なりサイクル業者であること

を要件とし、食品産業と農畜水産業者とが連携した取組への支援であることを前提とする。

なお、採択に当たっては、食品リサイクル制度において優先的な取組とすることが明示されており、食料自給率の向上にも資する飼料化の取組を優先する。

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <補助率>

1/2以内

[担当課：総合食料局食品産業企画課食品環境対策室（03-6744-2066（直））]

## 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）

【850百万円】

### 対策のポイント

食品産業における食品廃棄物の有効活用等による環境負荷の軽減を促進するため、技術の改良・実証のモデル的な取組を支援するとともに、その成果の全国的な普及活動を支援します。

#### （食品廃棄物の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用なまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ これらを有効活用するためには、これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、緊急にその技術の改良・実証を促進することが必要。

### 政策目標

#### 食品循環資源の再生利用等実施率の向上

#### <内容>

##### 1. 技術実証モデル事業

これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、その技術の改良・実証等のモデル的な取組に必要な経費を支援する。

（例）

- ・ 小売、外食などで排出される少量分散型の食品廃棄物を過熱水蒸気を用いて炭化し、エネルギーとして利用するための技術の改良・実証
- ・ かんきつ類の搾汁後の果皮から入浴剤、芳香剤、洗剤、防腐剤などに用いられる素材を製造するための技術の改良・実証
- ・ 食品廃棄物（おから、リンゴの皮など）について、プラスチックの強度向上として使われているガラス繊維の代わりとして利用するための技術の改良・実証

##### 2. 普及推進事業

上記1の技術実証モデル事業の成果の普及啓発を推進するため、全国各地で説明会を開催するための取組に必要な経費を支援する。

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <補助率>

定額

[担当課:総合食料局食品産業企画課(03-3502-8246(直))]

## 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）

【19,256(0)百万円】

### 対策のポイント

農林水産業関連施設等への太陽光パネルの設置に係る経費を支援します。  
また、離島など条件不利地域において、農林バイオマス3号機など先進的な技術の導入を支援します。

#### （農山漁村における自然エネルギーの潜在力）

太陽の恵みに溢れた農山漁村では畜舎や倉庫といった既存の資源を太陽光発電により活用することが可能です。例えば50頭規模の酪農経営であれば畜舎の屋根に太陽光パネルを設置することにより、年間の消費電力を賄うことが可能です。

#### （我が国におけるバイオマスの利活用状況）

我が国には、農産物の非食用部分、家畜排せつ物、林地残材等の未利用バイオマスが豊富に存在しており、これらの有効活用が課題となっています。

### 政策目標

自然エネルギーやバイオマスを活用した新産業の育成等による農業・農村の潜在力の発揮と低炭素社会の実現

#### <内容>

##### 1. 太陽光パネルの設置促進

農山漁村の太陽光エネルギーを活用しつつ、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

##### 2. 高効率バイオマス変換施設の実証

離島等における地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消に向けて、燃料や電力の供給を同時に行える小型バイオマス変換施設として、世界最高クラスの変換効率を持つ農林バイオマス3号機等の最先端のバイオマス変換施設の実証を支援します。

補助率：定額（10/10、2/3、1/2、1/3）

事業実施主体：民間団体

事業実施期間：平成21年度～平成25年度（基金造成）

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））】

## スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）

－ スギ花粉症緩和米の実用化に向けて －

【1, 571百万円】

### 対策のポイント

スギ花粉症は、既に国民の約30%が罹っていると推定される国民病です。スギ花粉症の根治薬として期待されるスギ花粉症緩和米を早急に実用化するため、スギ花粉症緩和米試験研究拠点を整備し、治験をはじめとした研究開発を加速します。

### （スギ花粉症緩和米とは）

スギ花粉症緩和米とは、スギ花粉症の原因物質であるスギ花粉タンパク質の一部をコメに蓄積したものです。これを一定期間食べ続けると、スギ花粉を外敵ではなく食物と認識するようになり、アレルギー反応を抑えることが期待できます。これまでに、動物実験においてスギ花粉症を緩和させることを確認しています。

### 政策目標

#### ○ スギ花粉症緩和米の速やかな実用化

### <内容>

#### スギ花粉症緩和米の実用化に向けた試験研究拠点の整備

国民病であるスギ花粉症に対応するため、スギ花粉症緩和米の実用化を加速するための試験研究拠点を整備します。

具体的には、スギ花粉症緩和米を植物工場で生産し、医薬品として実用化するために必要な人での安全性・有効性の確認試験、医薬品としての栽培技術の確立等を加速します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

（03-3502-7435(直)）]

## 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）

－ 遺伝子組換えカイコの利用による医薬品・医療用素材の実用化に向けて －

【706百万円】

### 対策のポイント

遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用新素材の生産技術の実用化を加速するため、遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点を整備し、「昆虫工場」による有用物質生産という新産業の創造を図ります。

（遺伝子組換えカイコによる有用物質生産とは）

遺伝子組換えカイコ技術については、近年これを用いた医薬品用の有用タンパク質等の生産が可能となっており、また、遺伝子組換えカイコの細胞接着性の高い絹糸を使って人工血管の試作に成功しています。遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用素材等の有用物質の生産は、遺伝子組換えカイコ技術の実用化の1つの方向として、また、新産業の創造につながるものとして今後の発展が期待されています。

### 政策目標

- 遺伝子組換えカイコによる複数の種類の医薬品用タンパク質の生産を速やかに実用化

### <内容>

#### 遺伝子組換えカイコ技術の実用化に向けた技術開発拠点の整備

遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用新素材の生産技術の実用化に向け、実用化技術開発拠点を整備します。

具体的には、医薬品・医療用新素材を生産する多くのカイコ系統の大量生産、組換え産物の抽出・精製、評価までを一貫して行うための施設を整備し、実用化に向けた技術開発を加速します。

（事業実施主体：独立行政法人農業生物資源研究所）

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

（03-3502-7435(直)）]

## バイオマス実証実験ベンチプラントの設置

【550百万円】

### 対策のポイント

食料供給と両立できる持続可能なバイオ燃料の生産を推進するためには、第2世代バイオ燃料の技術開発の加速化が必要です。

このため、実証試験を行うためのプラントを導入して技術開発を加速し、第2世代バイオ燃料の早期の実用化を目指します。

(バイオ燃料とは)

バイオ燃料とは、バイオマスを原料として製造される自動車等の燃料のことです。

(第2世代バイオ燃料とは)

食料の安定供給に悪影響のない、間伐材や稲わら等を原料とするバイオ燃料です。

第2世代バイオ燃料の研究開発を推進することが洞爺湖サミットのG8首脳声明に盛り込まれています。

### 政策目標

- 国産バイオエタノールの生産コストを半分以下に削減(100円/Lを目指す)

<内容>

#### バイオ燃料低コスト生産技術の実用化に向けた技術開発の加速化

第2世代バイオ燃料である間伐材や稲わら等を原料としたエタノールを製造するための糖化、発酵、蒸留等の各工程の要素技術(研究成果として得られた候補技術)を組み合わせて、一貫システムとして実証試験を行うベンチプラントを導入することにより、現在「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」において取り組んでいる、第2世代バイオ燃料の技術開発を加速化します。

(事業実施主体：民間団体等)

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)(03-3502-0536(直))]